

令和4年度 第2回 滋賀県地域医療対策協議会 議事概要

日 時：令和4年11月28日（月）18:00～19:50

場 所：滋賀県危機管理センター2階 災害対策室 本部室（2F）

出席委員：金子隆昭会長、田中俊宏委員、辻川知之委員、楠井隆委員、古家大祐委員、小椋英司委員、上本伸二委員、夜久均委員、駒井和子委員、石田展弥委員、堀江和博委員、鹿田由香委員、梅田朋子委員、西島節子委員、中村由紀子委員、角野文彦委員

（16名）

欠席委員：越智眞一委員、宮本享委員、宮本和宏委員、塚田多佳子委員、木築野百合委員（5名）

事務局：健康医療福祉部 市川部長、丸山次長、切手医療政策課長等

<議事の経過概要>

開会宣告 18時00分

健康医療福祉部長 挨拶

定足数確認

事務局より、本日の出席者は定足数、過半数を超えており、滋賀県地域医療対策協議会規則第3条第3項の規定により、会議が有効に成立している旨の報告があった。

また、金子会長から、議題3については、滋賀県地域医療対策協議会会議公開要領第2条第2項の規定により、非公開で審議することの言及があった。

議 題

（1）議題1 滋賀県医師キャリア形成プログラムの変更について

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対する質疑応答が行われた。

その後、決を採り、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員	淡海医療センターのプログラム削除について、県内での従事義務と両立しながら専門医を取得できる体制が整っていないとあるが、県がその判断をしているのか。
事務局	キャリア形成プログラムについては、奨学金被貸与者が県内で従事義務と両立できるプログラムを掲載している。今回削除した淡海医療センターのプログラムについては、サブスペシヤルティの領域であり、奨学金の従事義務を果たしながら、県内のみで専門医を取得できるプログラムでないと淡海

	医療センターからお聞きしているため、削除したものである。
--	------------------------------

(2) 議題2 令和4年度臨床研修マッチング結果（令和5年度研修開始分）について（報告）

事務局より資料に基づいて説明があり、それに質疑はなかった。

(3) その他1 医師の働き方改革に係る進捗状況について（報告）

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対して質疑応答が行われた。

なお、質疑応答の概要については、以下のとおり。

委員	勤改センターから各医療機関へ送付するチラシについて、派遣している医師を引き上げるという表現は不満というか不愉快。言い方としてはお手伝いしたくてもできなくなる状態が起りえる、というのが適当。
事務局	このチラシは案の段階のため、改めてどういう表現が望ましいかを調整したうえで発出する。

(4) その他2 専門研修について（報告）

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対して質疑応答が行われた。

なお、質疑応答の概要については、以下のとおり。

委員	専攻医採用数が年々増加していること理由は把握しているか。臨床研修修了直後に専攻医を希望しない者がおり、数年間空いた後に採用される者がいると考えられるが、この数字の動きについて何か情報を得ているか。
事務局	臨床研修修了後から間を空けて専攻医として採用される者も中にはいると思うが、詳細については把握していない。
委員	臨床研修の全体の数字は毎年同じくらいであるが、専攻医が年々増加しているということは、行きたい診療科に行けなかったためやむを得ず間を空けている者もいると思う。そうであれば非常に重要な情報である。
事務局	日本専門医機構であればデータを持っているかもしれない。国がシーリングに関する今後の方針について検討を始めると思っているが、動向を注視してまいりたい。

以下の議題3は、非公開で審議

(5) 議題3 奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関(案)について

事務局より資料に基づいて説明があり、それに対して質疑応答が行われた。

その後、奨学金等貸与医師の知事が指定する勤務先医療機関について決を採り、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

閉会宣告 19時50分